

技能実習法に係る関西地区地域協議会の設置要綱

平成 30 年 6 月 29 日

関西地区地域協議会

1. 目的

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）に係る地域協議会は、技能実習生を受け入れている地域ごとに抱えている課題等が異なっている中で、各地域の出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）等が、相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図る仕組みを構築することを目的とする。

2. 取組事項等

関西地区地域協議会（以下「地域協議会」という。）においては、次の事項を行う。

- ① 技能実習制度の適正化に向けた、地域での課題の共有や当該年度に重点的に取り組むべき事項（以下「取組方針」という。）の協議・決定
- ② 技能実習制度の現状を踏まえた、地域での制度運用上の留意点等の把握及び共有
- ③ 技能実習制度の適正化に向けた、技能実習法の主務省庁及び業所管省庁の地方支分部局、府県、機構との連携の確保及び強化

3. 組織

- (1) 地域協議会は、別表 1 の関西地区ブロックに設置し、労働局、地方出入国在留管理局、地方農政局、地方経済産業局、地方整備局、地方運輸局、府県、府県警察本部、機構地方事務所等の実務担当で組織する。
- (2) 地域協議会の構成員は別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 地域協議会は、必要があると認めるときは、地域協議会に構成員以外の行政機関の者の出席を求めることができる。
- (4) 地域協議会は、必要があると認めるときは、地域協議会に業界団体等の者の出席を求めることができる。

4. 会議の開催等

- (1) 地域協議会は、毎年 6 月頃に、大阪府で開催する。また、必要に応じて、臨時に地域協議会を開催することができる。

- (2) やむを得ない事由により地域協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上で、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。
- (3) 地域協議会は非公開とするが、地域協議会の開催後に資料及び議事要旨を公開する。なお、公表すべきでないと地域協議会が認めた資料については、非公開とすることができる。

5. 事務局等

- (1) 地域協議会の事務局は、大阪労働局が担当する。
- (2) その他地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

附則

この要綱は、平成30年6月29日から施行する。

この要綱は、令和元年7月2日から一部改正する。

この要綱は、令和2年7月20日から一部改正する。

この要綱は、令和3年6月24日から一部改正する。

この要綱は、令和8年6月11日から一部改正する。

別表1 地区ブロック表

地区	管轄都道府県
北海道	<u>北海道</u>
東北	青森県、岩手県、 <u>宮城県</u> 、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 <u>東京都</u> 、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
中部	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、 <u>愛知県</u> 、三重県
関西	滋賀県、京都府、 <u>大阪府</u> 、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、 <u>広島県</u> 、山口県
四国	徳島県、 <u>香川県</u> 、愛媛県、高知県
九州	<u>福岡県</u> 、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※下線のある労働局に事務局を置く。

